

研究

明治十一年大小区制から

民選に移行した時の大入島

荒網代浦・石間浦・守後浦

「三浦連合役所」の戸長選出

高盛西郷

(会員 佐伯市大入島石間浦)

【はじめに】

明治四年四月に戸籍法を制定、全国一律に新戸籍が作られ同五年二月から実施、又、七月には太政官制度が改正され廢藩置県が断行されて、佐伯藩は佐伯県になったが、十一月に改め大分県になった。

明治五年(一八七二)～十一年(一八七八)に置かれた大区小区制の小区には、大庄屋や名主の上役などが戸長に指名、選出されていたが明治十一年郡区町村編成法制定から民選になり、選出は県により区々で郡町村制が発

布される明治二十二年(一八八九)まで続いた。後の村長と同様の仕事がなされていた。

この度、地方古江浦の某邸の襖の下張りから当浦に関する資料「萬控」ほか種々見つけ入りした。

その中に「戸長」選出の当浦を含む三浦(荒網代浦・石間浦・守後浦)連合役所時代の公文書(反古紙)があった。その控えが一部か全部か不詳であるが、郷土史研究上貴重な資料である。日付順に紹介する。

明治十一年十二月ヨリ

萬 控

荒網代浦

石間浦

守後浦

聯合役所

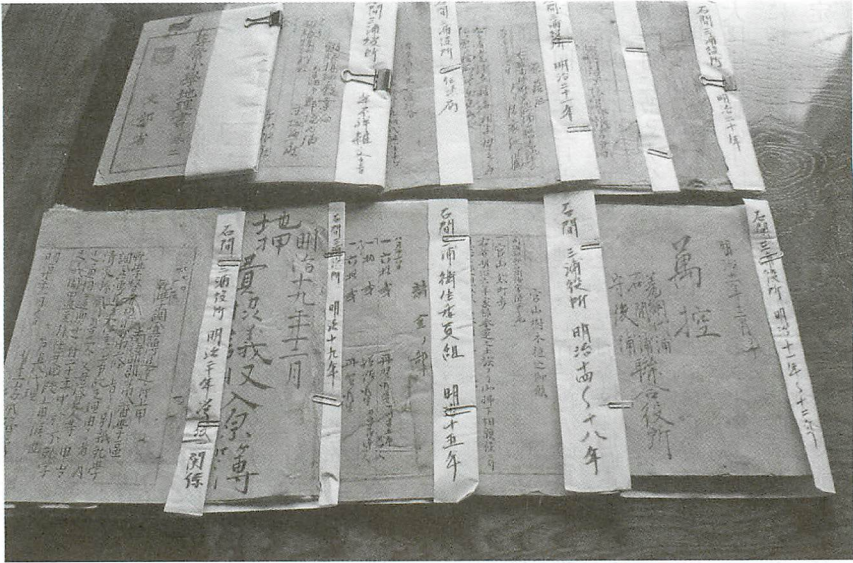
聯合村御届

石間浦 荒網代浦 守後浦 聯合

今般戸長撰舉ニ付私共村々便宜ニヨリ協議

聯合戸長一名ヲ撰舉仕候条此之如御届申上候也

明治十一年十二月七日



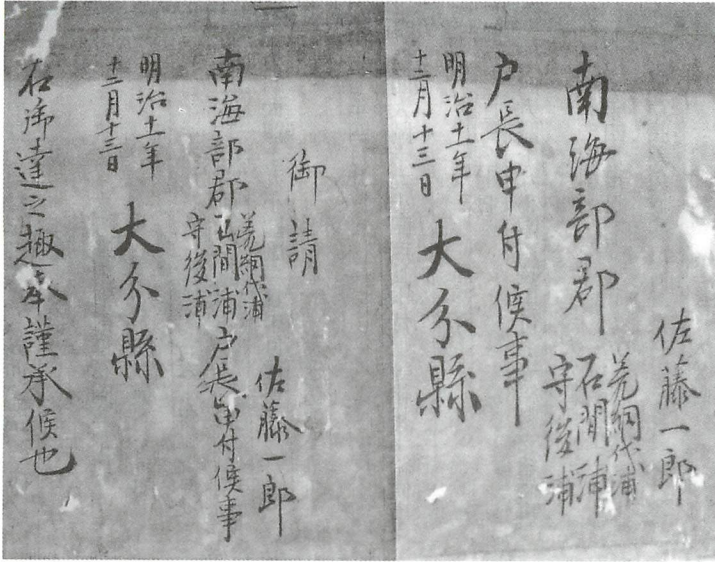
萬控・三浦聯合文書ほか

※明治五年、大入島は第四大区十九小区に区割りされ、荒網代浦・石間浦・守後浦・久保浦・片神浦・高松浦・日向泊浦・塩内浦の八浦からなり、内二浦（日向泊浦・塩内浦）と三浦（高松浦・片神浦・久保浦）及び当浦を含む三浦（網代浦・守後浦・石間浦）があり、大入島の浦々の地理的な条件で三方所の聯合戸長役場が置かれていた。

当時、島の人口は約三千五百余人と云われ、住民の生活に重要な役割を果たしていた。

大分縣令 香川真一殿	同郡 守後浦惣代	山本澄平	印
前書届出候ニ付致與印候也	同郡荒網代浦惣代	清家房藏	印
明治十一年十二月七日 戸長 富永治作	下川又蔵	印	
副戸長 田中甚五郎	印		
舊第四大区十九小区			

民選に当たり荒網代浦と石間浦、守後浦の三浦の選出が協議し、各浦々が便利のため三浦聯合の新戸長の選出を惣代・戸長・副戸長で届出した書面である。



(二) 戸長奉謹承文書

(一) 戸長申付文書

<p>戸長申付候事 明治十一年 十二月十三日 大分縣</p>	<p>御請</p>	<p>佐藤一郎 荒網代浦 石間浦 守後浦</p>
<p>南海部郡 石間浦 守後浦</p>	<p>南海部郡 石間浦 守後浦</p>	<p>佐藤一郎 荒網代浦 石間浦 守後浦</p>

※選出方法は不詳だが、民選と云つても当区は選挙ではなく推薦された人事であった。次の履歴のとおり佐藤氏は当初より副戸長や戸長を務められた方で届出から一週間目に申し付けられた書面(一)である。

又、新戸長の申付を御請した書面(二)である。

履 歴

大分縣南海部郡石間浦平民

佐藤 一郎

六十年二月

明治五年壬申四月

一 第四大區十九小區副戸長申付候事

大分縣

明治七年四月廿三日

一 第四大區十九小區戸長申付上等給料支給候事

大分縣

明治〇〇〇〇〇七日

一 第四大區十八小區戸長申付上等給料支給候事

大分縣

明治十年四月卅日

一 依願戸長差免候事

大分縣

明治十一年十二月十三日

一 南海部郡荒網代浦石間浦守後浦戸長申付候事

※新戸長は大入島の他に、十八小区にも務めていた。

同区は霞ヶ浦(代後・笹良目)から最勝海浦(蒲戸・福泊・長田・夏井)間で、連合区役所は西上浦古江浦に置かれていた。

役所位置御届

南海部郡

荒網代浦 石間浦 守後浦聯合

右役所石間浦七番地佐藤一郎別業二

位置相定候条此段〇〇〇候也(〇は糊癒着)

荒網浦代物代

明治十一年十二月卅日

清家房藏 印

徳藏 印

石間浦惣代

下川又藏 印

田中澄吉 印

守後浦惣代

吉田吉五郎 印

西田勝藏 印

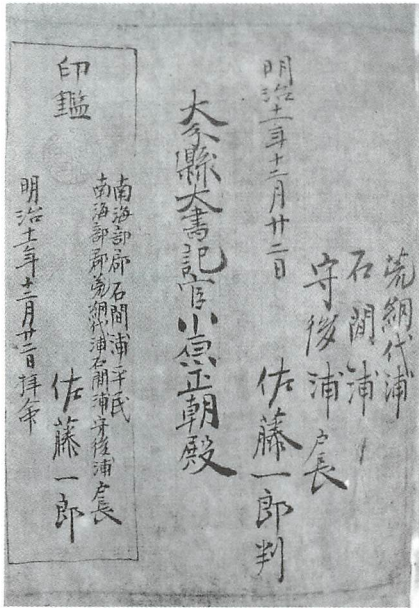
右戸長

佐藤一郎

齋藤利明殿

※役場設置は連合村の三地区の総代と佐藤新戸長連盟で届けた書面である。総代は当初の届出より各浦とも一名増員一部交替している。糊癒着で文面が不詳なところもあるが、設置位置の番地は改訂により、当時と現在とは相違しており当時の所在地は不詳である。

(三) 印鑑の届出



荒網代浦
石間浦
守後浦戸長
佐藤一郎判
明治十一年十二月廿二日
大分縣大書記官小原正朝殿

印鑑



南海部郡石間浦平民
南海部郡荒網代浦石間浦守後浦戸長
佐藤一郎判
明治十一年十二月廿二日拜命

※印鑑の届出(三)と標札(四)である。印鑑は丸印であるが印字が薄く肝心な文字が判明し難い。また廿二日拜命が十三日と相違、届けた廿二日を記載したと推測される。

標札 圖

曲尺四寸

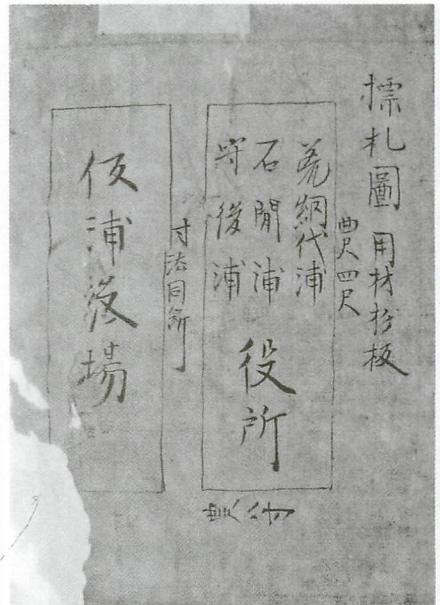
用材杉板

荒網代浦
石間浦
守後浦

役所

曲尺八寸

寸法同所
 仮浦役場



届書

今般伯第三十一号ヲ以テ御達相成候事務授受
 之儀旧戸長ハ照會協議ヲ遂本月中授受済可
 仕見込ニ御座候此段御届申上候也

南海部郡荒網代浦 守後浦

石間浦

明治十一年十二月廿六日 戸長 佐藤一郎

同 日向泊浦

塩内浦

宮崎熊五郎

戸長

久保浦

高松浦

片神浦

柴田 覚治

戸長

尾測 郡治

佐伯村

戸長

尾測

郡治

南海部郡 齋藤利明 殿

※大入島の他の二地域の戸長は既に決まっていた。当地
 区が決まったので佐伯村戸長を連ねて、新旧の事務引き
 継ぎを本月中に行う旨、郡長に届け出た書面である。

佐伯村戸長が加わったのは興味深い。

【終わりに】

激動の明治五年（一八七二）に始まった戸長役所は後の
 役場に変遷して行くが、明治十一年末の当浦に関わる事
 柄が部分的とは云え発見された事は当時の貴重な資料で
 ある。「萬控」の他に町村制が付される二十三年までのも
 のがあり、僅かな資料で当時の大入島の戸長役場の役目
 が若干わかった。今後の研究に役立てたい。